福祉貸付事業行政担当者説明会
会 議 資 料

目　　次

（ 福祉医療貸付部 ）

Ⅰ　福祉貸付事業の概要及び令和２年度予算案について　（資料１）

Ⅱ　借入申込の留意点及び審査のポイントについて　（資料２）

Ⅲ　貸付契約・資金交付及び事業完成報告について　（資料３）

（ 顧客業務部 ）

Ⅳ　貸付金の債権管理について　（資料４）

（ 経営サポートセンター ）

Ⅴ　経営サポートセンターからのお知らせ　（資料５）

（ 共済部 ）

Ⅵ　社会福祉施設職員等退職手当共済制度について　（資料６）

（ 情報事業部 ）

Ⅶ　財務諸表等電子開示システム、障害福祉サービス等情報公表システムおよび子ども・子育て支援情報公表システムについて　（資料７）

［令和２年３月５日（木）］

独立行政法人 福祉医療機構

WAM
WELFARE AND MEDICAL SERVICE

福祉と医療の民間活動を応援します！

資料１

福祉貸付事業の概要及び

令和２年度予算案について

福祉医療機構の業務について

独立行政法人福祉医療機構の概要

○　福祉医療機構は、国の政策効果が最大になるよう、地域の福祉と医療の向上を目指して、お客さまの目線に立ち、お客さま満足を追求することにより、福祉と医療の民間活動を応援します。（民間活動応援宣言）

福祉医療機構の概要

1.設立
○ 平成15年10月1日
○ 独立行政法人福祉医療機構法を根拠法として設立

2.主務大臣（主務省所管課等）
厚生労働大臣
社会・援護局 福祉基盤課
医政局 医療経営支援課
社会・援護局 障害保健福祉部 企画課
年金局 総務課
労働基準局 労災保険業務課

3.資本金
4,943億円（全額政府出資金）
（平成31年4月1日現在）

上記の資本金のうち、4,689億円については、平成18年4月1日に年金資金運用基金の解散に伴い承継した年金資金住宅融資等の貸付金債権を全額政府出資金として受け入れたものである。

4.役職員数
284人
理事長、理事3人、監事2人(うち非常勤1人)
職員278人（平成31年4月1日現在）

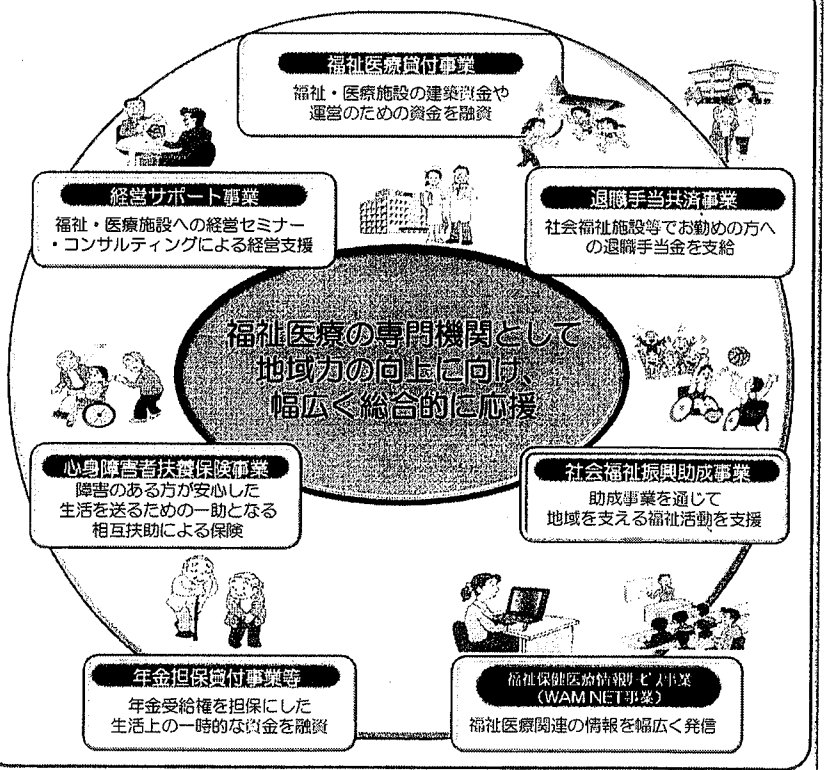

独立行政法人福祉医療機構の概要・役割

厚生労働省の政策目的

ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）	日本再興戦略（平成28年6月2日閣議決定）	まち・ひと・しごと創生基本方針2016（平成28年6月2日閣議決定）	
地域包括ケアシステムの構築に向けた介護基盤整備	保育の受け皿確保	施設の耐火・耐震化等の安全性の向上	社会福祉施設職員等の待遇改善
地域医療構想に基づく医療体制整備	障害福祉サービス提供体制整備	障害者の自立支援	年金受給者等に対する生活支援等

＜福祉・医療の環境整備や人材確保、福祉的支援が必要な方への支援等が不可欠＞

国の指示
- 政策優先度に即した効果的・効率的な政策融資を実施すること。
- 相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等職員や障害者の生活を支援するための共済制度を確立すること。
- 特例的に年金受給権を担保とした融資を実施し、高齢者等の生活の安定を支援すること。

等

WAM 独立行政法人福祉医療機構の役割 ⇒ 福祉・医療に関する多様な事業を一体的に実施することにより、地域の福祉・医療の向上を目指して民間活動を支援

事業者支援

○福祉医療貸付事業（貸付件数：878件2,118億円）
・社会福祉施設、医療施設等に対して、「長期・固定・低利」により施設整備資金等を融資
・災害復旧、診療報酬改定に伴う経営悪化等の緊急時における資金への対応

○退職手当共済事業（支給者数：78,588人）
社会福祉法人の経営する社会福祉施設等に従事する職員に対し退職手当金を支給

○経営サポート事業（個別経営診断件数：372件）
福祉医療施設経営者に対し経営指導（セミナー、コンサルティング等）を実施し、施設経営を支援

○福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET）（ヒット件数：1億9,258万件）
・福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供
・国の施策に基づく情報公表システムの整備・管理

○心身障害者扶養保険事業（加入者数：63,264人）
地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度について、加入者に対して負う共済責任を全国規模で保険

○社会福祉振興助成事業（採択件数：152件6億円）
民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細やかな活動等に対し助成

個人への直接支援

○年金担保貸付事業・労災年金担保貸付事業（貸付件数：7.4万件386億円）
年金受給者の方に、医療、介護、冠婚葬祭等一時的に必要な資金を融資

○承継年金住宅融資等債権管理回収業務（融資残高：4,287億円）
年金住宅融資等にかかる既往貸付債権の管理・回収業務を実施

※()内は平成30年度実績

福祉医療機構の取組により、福祉・医療サービスを提供している事業者への支援を通じた福祉医療施策の推進や福祉的支援を必要とする方への生活支援の充実に大きく寄与。また、保険財政の安定化にも貢献。

福祉医療貸付事業の目的・貸付制度内容等

事業の目的

福祉貸付事業については、社会福祉法人等に対して社会福祉事業施設等の設置・整備又は経営に必要な資金の貸付けを行い、医療貸付事業については、病院、介護老人保健施設、介護医療院及び診療所等を開設する個人又は医療法人等に対し、病院等の設置・整備又は経営に必要な資金の貸付けを行い、社会福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図る。

令和2年度予算額(案)

（単位：億円）

資金交付額	調達財源		
	財政融資資金	自己資金	うち機関債
3,168	3,031	231	200

社会福祉事業施設等貸付事業
利子補給金
3,516,368千円

国の政策に即して社会福祉事業者や医療機関等が行う民間の社会福祉施設及び医療施設等の整備に対し、長期・固定・低利の資金を優遇融資することにより発生する調達金利と法人への貸付金利の金利差を補給するための経費

貸付制度の主な内容

区　分	福祉貸付事業	医療貸付事業
貸付対象施設(注1)	○ 社会福祉事業施設 ○ 在宅サービス事業 等	○ 病院　○ 診療所　○ 介護医療院 ○ 介護老人保健施設 等
貸付金の種類	○ 建築資金　○ 設備備品整備資金 ○ 土地取得資金　○ 経営資金	○ 建築資金　○ 機械購入資金 ○ 土地取得資金　○ 長期運転資金
貸付金利 (注2・3)	年0.203%～0.802% (年0.203%～0.705%)	年0.203%～1.002% (年0.203%～0.706%)
償還期間 (注4)	20年以内	20年以内

(注1) 貸付けの相手方は施設種類によって異なる。　(注2) 貸付金利は施設種類、償還期間等によって異なる。
(注3) 貸付金利は令和２年１月６日現在の建築資金【20年以内】の金利。（ ）内は10年経過毎金利見直し貸付の当初10年間の金利。
(注4) 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、ケアハウス、病院、介護老人保健施設及び介護医療院の耐火構造は30年以内。

貸付契約実績

（単位：億円）

区　分	平成28年度(実績)		平成29年度(実績)		平成30年度(実績)		平成31年度(計画)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
福祉貸付事業	974	1,927	1,109	2,396	811	1,624	－	2,166
医療貸付事業	99	1,146	95	893	67	494	－	1,142
合　計	1,073	3,074	1,204	3,289	878	2,118	－	3,308

融資実行後の期中管理の取組

顧客業務部与信管理課の主な業務内容

書面審査案件の検証	経営悪化先の早期把握	信用リスクのモニタリング	貸付金資産査定の統括

顧客業務部における与信管理について

イエローゾーンとは、今後リスク管理債権化する恐れのある貸付先を、機構独自の呼称として「イエローゾーン貸付先」としています。

貸付先の決算書からデフォルト先に共通する一定指標を用いてランク付け

ランクが低い先

将来、リスク管理債権化するおそれのある貸付先

イエローゾーン貸付先

≪イエローゾーン先に対する取り組み≫

○実地調査等を行い、決算状況、施設稼働状況、スタッフ確保状況、利用者確保状況等に関するヒアリングから問題点を把握し、改善策をアドバイス

○開設間もない施設に対しては、「経営計画策定・実施の手順」を用いて、ガバナンス体制の構築や収支状況等の管理体制についてアドバイス

デフォルト先やイエローゾーン先に該当している貸付先の特徴を踏まえ、融資相談及び審査をする際に特に注意が必要と考える項目

事業計画及び資金計画の確認

【事業計画関連】
- 従事者の確保状況
- 患者及び待機者の把握（重複登録者を見込んだカウント）
- 競合施設（近隣他施設の開設状況、同時期、同業種は要注意）
- 建築コストが高額になっていないか（要因把握、仕様変更や入札等によりコストダウン可能か）、低すぎることはないか（入札不調、必要な設備は含まれているのか）
- 収支予想における利益率が実績と比較して大幅に上昇する場合、その理由は妥当か
- 同種同規模施設と比較して利益率等は問題の無い水準を確保しているか

【資金計画関係】
- メインバンクの支援体制、資金調達の確実性
- 追加支援、追加融資の可能性
- 開設から低位推移した場合の収支、資金繰り
- 経営資金（運転資金）は十分に計上されているか
- 据置期間の確保（協調融資先も含めた十分な期間となっているか）
- 自己資金の確実性（保有現預金の範囲内か、出資の場合は審査までに入金可能か）
- 補助金の確実性

ガバナンス体制の確認

- 理事長、施設長、部門リーダー等、核となる人物の人物像の把握（事業に対する知識及び経験を含む）
- 施設基準や報酬改定に対応できる人物・内部体制
- 現場のオペレーションの中心人物
- 職員確保のスケジュール（誰が、どのくらいの期間で、どのように行うのか）
- 定着に向けた取組（福利厚生、研修、職場環境）
- 経営管理、予実管理は誰がどのように行うのか
- 計画から乖離が生じた時の対応
- 日々の施設運営状況を誰がどのように把握しているのか
- 理事の中に今後の後継者に成り得る人物はいるのか
- 今後の事業展開（拡大、集約、M&Aなど）や施設の連続整備に対する理事長の考え
- グループ法人として一体的に運営している場合、各法人、各施設の位置付けや棲み分け

福祉医療貸付事業について
（福祉貸付事業について）

令和2年度（2020年度）福祉医療貸付事業予算案概要

福祉貸付事業・医療貸付事業の事業計画（案）

（単位：億円）

区　分		令和元年度予算額	令和２年度予算額（案）	対前年度 増減額	対前年度 伸び率
福祉貸付	貸付契約	2,166	1,748	△418	80.7%
	資金交付	2,015	1,789	△226	88.8%
医療貸付	貸付契約	1,142	1,273	131	111.5%
	資金交付	1,153	1,036	△117	89.9%
合　計	貸付契約	3,308	3,021	△287	91.3%
	資金交付	3,168	2,825	△343	89.2%

新規要求事項

福祉・医療貸付事業（共通）	（１）老朽施設の改築整備に係る融資条件の優遇措置の拡充 （２）まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけられる施設・事業に係る融資条件の優遇措置の拡充 （３）自家発電設備等の導入工事に係る融資条件の優遇措置の拡充 （防災・減災等に係る融資条件の優遇措置の拡充：令和元年度補正予算対応）
福祉貸付事業	（４）日常生活支援住居施設に係る融資制度の創設 （５）児童養護施設等における小規模かつ地域分散化を図る整備に係る融資条件の優遇措置の拡充
医療貸付事業	（６）医師少数区域等における病院・診療所の融資条件の優遇措置の創設 （７）地域医療構想支援資金に係る融資条件の優遇措置の拡充

協調融資制度について

介護関連施設等の整備に係る資金需要に対応して資金調達が円滑に行えるよう、平成17年度から、福祉医療機構と民間金融機関が連携して融資を行う協調融資の仕組みを導入

（１） 協調融資制度の概要

協調融資とは、社会福祉法人等が行う社会福祉施設等整備事業に対して、福祉医療機構が融資を行う場合に、福祉医療機構との覚書を締結した民間金融機関が当該事業に対して併せて融資を行うこと。

◆協調融資制度のスキーム図◆

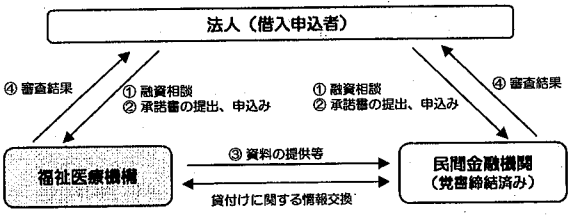

≪協調融資制度のメリット≫

事業者（借入申込者）	☞ 円滑な資金調達が可能となる（資金調達の多様化） ☞ 取引実績のない民間金融機関からの融資が受けやすくなる
民間金融機関（覚書締結済）	☞ 福祉医療機構からノウハウ等の提供が受けられる ☞ 福祉医療機構単独融資の申込み法人に対し協調融資を推奨 ☞ 公的金融の福祉医療機構との協調融資にすることでリスク分散が図れる
福祉医療機構	☞ 民間金融機関から情報等の提供が受けられる ☞ 事業者の業況把握が容易になり審査期間の短縮につながる

（２） 協調融資制度の対象範囲の拡大

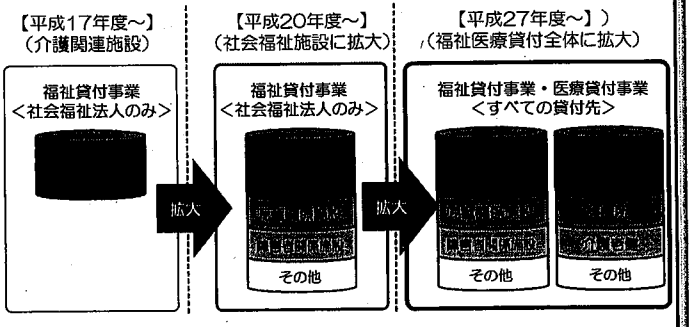

（３） 覚書締結金融機関数の推移（累計）

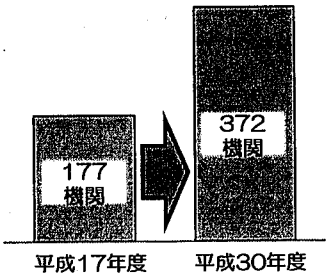

（４） 協調融資制度の利用実績（件数）

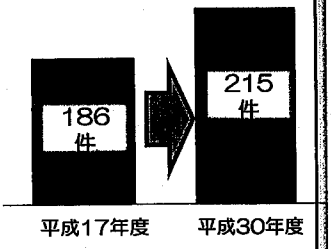

依頼事項、その他

意見書の交付について

・WAM融資対象は、その多くが介護保険事業計画等各種計画により整備される施設・事業です。

・お手数ですが、意見書において、地域における施設等の必要性、施設を運営する法人の適格性について、ご意見をいただきますようお願い致します。

※意見書の交付につきましては、「社会福祉・医療事業団の福祉貸付資金借入に係る事務手続等について（昭和63年3月31日社施第57号）」に基づき発行していただいているところです。

・2020年度より、「まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけられる施設・事業に係る融資条件の優遇措置の拡充」を行いますが、これは地域再生計画に指定する地域において、当機構の融資対象施設を整備する際、融資率及び償還期間の拡充を行うものです。

・大変お手数ですが、意見書発行の際、地域再生計画に指定する地域において、福祉貸付事業における融資対象施設を整備する際は、意見書「４当該事業の必要性」欄の「特記事項」に該当する旨の記載をお願い致します。

地方公共団体との連携強化について

・WAM融資の財源は主に財政融資資金であるため毎年度予算要求を行っているところです。

・全国の必要な整備にあたり十分な財源を確保するためには、各自治体における整備計画等の把握は非常に重要と考えております。

・つきましては、令和2年度におきましても「福祉貸付資金借入金申込予定額等調査（需要調査）」を実施させていただきます（3月中旬に依頼予定）ので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

依頼事項、その他

災害復旧資金、新型コロナウイルス対応にかかる経営資金について

・福祉貸付事業においては、令和元年度中に発生した以下の災害に対して通常の災害復旧資金の特例措置を講じております。詳細につきましては、福祉医療機構ホームページをご確認ください。

✓令和元年8月13日から9月24日までの間の暴風雨及び豪雨による災害

✓令和元年10月11日から同月26日までの間の暴風雨及び豪雨による災害

・新型コロナウイルスについては日本においても感染が確認されており、学校の休校、イベント等の自粛など社会にも影響を与えています。このため、新型コロナウイルスにより影響を受けたため経営に事業の継続に支障がある事業者に対し、経営資金について特例措置を講じ、融資することとしました。条件等につきましては、機構ホームページでご確認ください。

【主な融資条件】　償還期間：10年　/　無担保貸付額：6,000万円まで

貸付利率：当初5年間3,000万円まで無利子（3,000万円超の部分は0.2%）、6年以降0.2%

［2020年3月10日に更新しました］

その他

【事前着工の取扱い】借入受理申込前に今次計画に係る工事請負契約又は工事の着工を行った場合は原則として融資対象外となります。事業者に対しては、早期段階よりWAMと相談するようご案内ください。

【WAMホームページ】WAMホームページには「融資のごあんない」「融資のポイント（ガイドライン）」「融資相談申込書」「借入申込書様式」「協調融資の説明資料」など、多数の資料を掲載していますので、ご活用をお願いいたします

【制度周知】施設整備を希望する事業者向けの説明会、被災地での融資説明会、出張相談会などを承ります。ご希望の場合は、事業統括課福祉業務係までご連絡をお願いいたします。

資料２

借入申込の留意点及び

審査のポイントについて

借入申込の留意点及び審査のポイント（説明要旨）

背景
・第７期介護保険事業計画の最終年度、様々な国の施策等により多数の借入申込予想
・建築工事費の高騰、スタッフ不足など、一層厳しさを増す経営環境

1 借入申込にあたって

（１）融資相談の早期実施
・事前の融資相談が特に重要との認識から、自治体とも連携のうえ、計画の初期段階から融資相談を実施
・自治体-事業者-機構間の早期の連携は、整備計画の円滑な遂行に寄与
（２）建築工事費の高騰
・入札不調が引き続き全国的に発生。工事見積の妥当性その他、無理のない計画となるよう対策が必要
（３）人材確保の見込み
・介護職員、保育士等の人材不足は喫緊の課題。採用計画について例年以上に早期の対策を講じるよう徹底
（４）借入金上限の考え方
・申込施設において単体償還可能な計画が原則。借入依存度の高い計画は事業者の安定経営リスクが増大
・資金調達や償還財源等の見通しが立たない場合は、借入金の減額や融資をお断りする場合もあり
（５）経営資金（運転資金）の考え方
・十分な経営資金（運転資金）の計上が必要
（６）地方自治体との更なる連携の充実
・当機構において事前相談等を通じて得られた情報（計画過大、準備不足、他県の整備予定等）は適宜提供

2 融資審査にあたって

（１）創設法人等に対する側面調査
・創設法人等に対して現地・側面調査を適宜実施し、自治体からも地域における事業の必要性等を確認
（２）協調融資機関との連携
・協調融資機関と意見交換を図り、審査に活用

3 災害復旧・復興資金の取扱い

・東日本大震災等激甚災害にかかる災害復旧・東日本大震災災害復興資金（無利子の適用等の優遇措置）の取扱いを引き続き実施
・東日本大震災災害復興事業に該当すると判断された場合は、その考え方等につき、地方自治体ご担当者に直接確認

◆融資審査を進めるうえで、各自治体との情報交換・連携は不可欠
◆自治体-事業者-機構の三位一体の取り組みにより、整備事業を円滑に推進

融資の視点（福祉貸付事業）

審査のポイント

資金計画の確実性
・建築工事費増額時の対応
・借入金額の適正規模の検証
・自己資金の充当額
・充分な運転資金の計上
・協調融資条件、つなぎ資金検証

法人経営の健全性
・今次計画の背景
・経営者の考え、将来ビジョン等
・ガバナンス体制

運営状況の健全性
・財務、収支状況の検証
（借入金額、保有現預金、収支差額、資金繰り確認）
・既往借入金の償還状況の検証

債権保全の実効性
・担保提供物件の検証
・保証人の意思確認
・敷地の購入価格、借料の検証

総合的妥当性
償還の確実性
地域への貢献

事業実施の確実性
・待機者等の需要動向
・人材確保手法の検証
・入居者・スタッフの処遇
・職員の研修計画

行政庁の関与度合
・公募要件等の内容
・認可申請、補助金等の協議状況
・意見書記載事項
・法人監査事項

事業規模の適正性
・事業費の検証
１定員当たりの建物面積
１㎡当たりの建築単価等
・建物構造、建築規模の検証

事業の継続性
・周辺の整備状況、競合
・将来の地域重要の確認

福祉医療機構　福祉貸付事業の融資の基本的な方針について

事業計画

◎地域需要の把握、工事費高騰対策、計画的な人材確保は特に重要！

✓ 地域需要を的確に把握し、適正な定員規模になっているか。
⇒ 計画にあたっては需要の把握をより確実に！
✓ 華美な仕様・無駄なスペースはないか。
⇒ 工事費増加の要因
⇒ 昨今、建築工事費の高騰により入札不調が全国的に続出。建築工事費見積の妥当性の検証など、計画早期の段階から対策が必要
✓利用率の低下やスタッフ不足が生じると収支に影響
⇒ 償還困難・延滞の原因
⇒ 開設までの採用・研修スケジュールを策定し、計画的な採用活動を！

収支差額と事業規模等

◎収支差額と事業規模の均衡を！

⇒ 融資可能額は収支差額で償還可能な金額まで
（土地取得資金の同時申し込みの場合は特に注意！）
⇒ 適正な総事業費・無理のない資金計画による事業計画の策定
※ 借入金は必要最小限度に抑え、将来の支出を軽減し、施設の安定経営を！

融資相談の活用

◎融資相談の早期実施・ご活用を！

✓関係自治体とも連携のうえ、計画の初期段階から融資相談（面談、書面 または電話）を実施
⇒ 統計データ等に基づき、事業計画規模や建築レイアウト等の助言
問題点及び課題の把握・共有・解決

融資のポイント（ガイドライン）について

・当機構では、平成22年4月より「融資のポイント（ガイドライン）」を設け、融資相談を行っております。

・融資相談の際に確認している主なポイントは次のとおりです。

- ○ 法人運営の健全性
- ○ 計画の必要性の検証
- ○ 現状の運営状況・収支状況の検証
- ○ 建築規模の妥当性の検証
- ○ 入居者処遇やスタッフ処遇の確認
- ○ 借入額の適正規模の検証
- ○ 収支計画・償還計画の確実性
- ○ 債権保全の実効性の確認

また、「融資のポイント（ガイドライン）について」は、当機構のホームページにも掲載されております。
掲載場所は当機構ホームページ「福祉貸付事業」の中の「ガイドライン」にございます。
【独立行政法人福祉医療機構ホームページアドレス】
http://hp.wam.go.jp/hp/

資料３

貸付契約・資金交付及び

事業完成報告について

貸付内定から事業完成まで（福祉貸付事業）

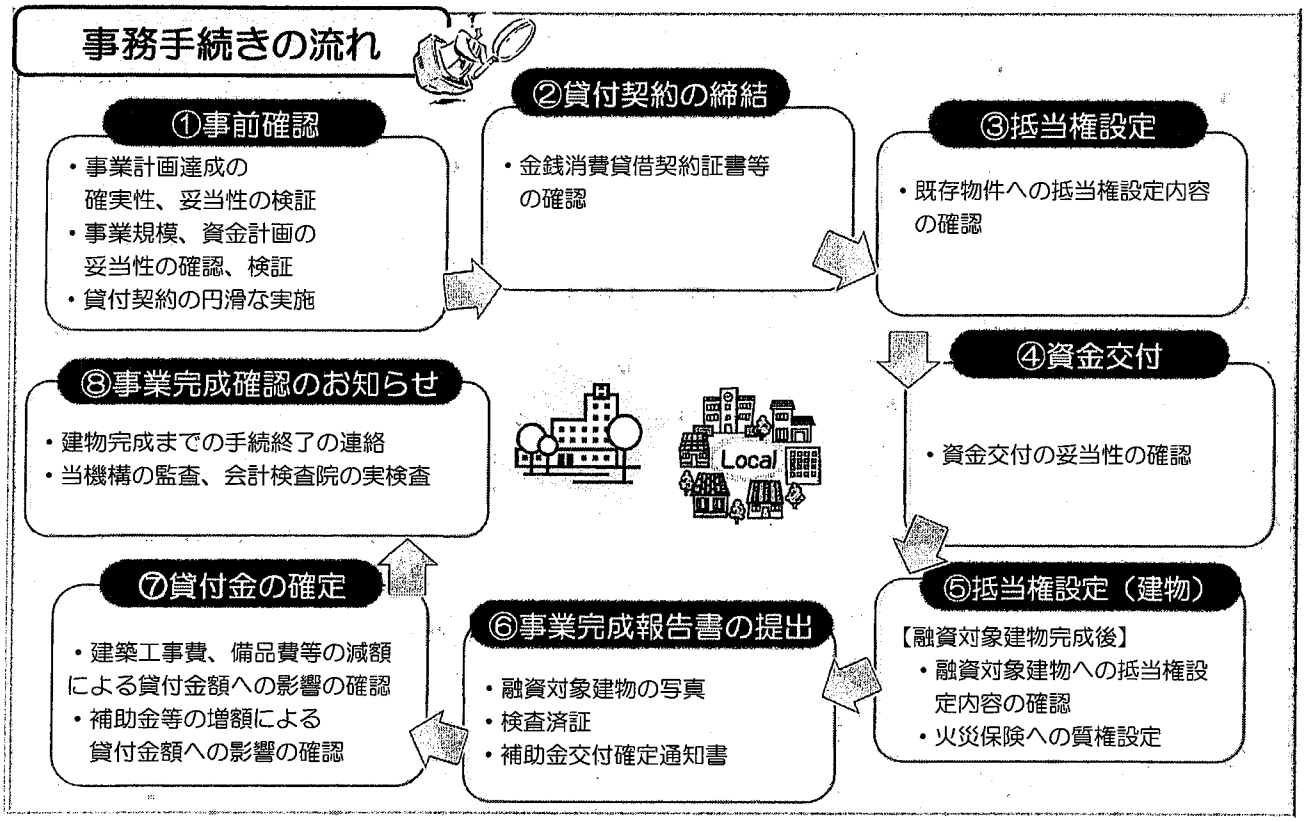

WAM －小回りのきく福祉・医療支援の専門店－

内定～完成までの具体的確認事項

①事前確認

ア　資金計画や事業計画に関する重大な変更事項の有無
イ　請負業者とのトラブル等による工事遅延の状況
ウ　建設場所での近隣住民とのトラブル等による工事遅延の状況
エ　地主からの敷地に関する担保提供の承諾不可の状況
オ　保証人とのトラブル等による保証参加拒否の状況
カ　法人事業運営に著しい支障をきたす事態の有無
キ　行政庁と連携のうえ把握した事態に応じた方針等の検討、決定

②貸付契約の締結

事業計画、資金計画の変更申請、承認
（建築事業費等の増減、贈与金等の入金を含む資金確保の状況、協調融資機関等からの借入条件等の変更の有無）
金銭消費貸借契約証書、抵当権設定契約証書の内容確認
（借入者、連帯保証人、担保提供者の記名押印、印鑑証明書の印影、有効期限の確認）

③抵当権設定

法人所有地の場合
　抵当権設定後の登記簿謄本の確認
第三者から借地の場合（国有地、市有地などを除く）
　工事履行保証保険加入の有無の確認（入札当初から加入意思の表明を）

内定～完成までの具体的確認事項

④資金交付

資金交付請求書の受付
資金交付後の支払い予定業者及び支払予定額を確認
（資金実行後、業者等への支払いは１カ月以内）
支払い完了後は、支払確認書を提出

⑤抵当権設定（建物）

融資対象建物の表題登記、または所有権保存登記完了後
建物への抵当権設定手続き
※社会福祉法人等が所有権保存登記を行う場合　登録免許税は非課税
（登録免許税法別表第３に掲げる証明願）
火災保険への質権設定手続き

⑥事業完成報告の提出

機構以外の借入金の増額による償還計画への影響の確認
介護職員等の確保や入居者の受入の状況（特に創設法人の場合）

⑦貸付金の確定

建築工事費や設備備品の減額による貸付金額への影響の確認
補助金等の増額による貸付金額への影響の確認

資料４

貸付金の債権管理について

Ⅳ 貸付金の債権管理について

顧客業務部

顧客業務部における担当業務

融資対象事業完成以降貸付金の管理及び回収業務を担当
（北海道から沖縄県までの貸付債権を一括管理）

目次

1　貸付条件等の変更について
2　合併及び事業の譲渡について
3　休止、廃止及び用途変更について
4　事業報告書の提出について
5　繰上償還について
6　貸付金完済後の手続きについて
7　団体信用生命保険制度について
8　元利金返済の預金口座振替について
9　反社会的勢力との関係遮断について

1　貸付条件等の変更について

【照会先】顧客業務課　管理係　TEL03-3438-9939

法人の名称・住所・代表者、保証人、担保、融資対象施設の用途、債務者の変更などが生じる場合につきましては、所定の変更手続きが必要となりますので、法人に対し機構に速やかに連絡するようご指導をお願いいたします。

留意事項

（保証人の変更）

- 個人保証での貸付の場合、代表者の交代等で当然に変更されるものではなく、法人からの申請に基づき、法人と機構との間で保証人の変更契約を締結して、はじめて変更されるものです。

- 一定の金利を上乗せすることで保証人を不要とする保証人不要制度への変更は、直近の経営状況や担保の状況、償還の確実性などの一定の要件を満たし、債権保全上支障がないと認めたものに限りますので、事前に機構に相談が必要です。

（担保の変更）

- 社会福祉法人の基本財産を処分する際は、所轄庁の認可が必要です。
（例：土地の一部を市道として売却する等）

- 既存の融資対象建物と同一の敷地内に新たに建築した建物等については、機構借入金の利用の有無に関わらず、原則として機構に担保提供していただく必要があります。

2　合併及び事業の譲渡について

【照会先】顧客業務課　管理係　TEL03-3438-9939

合併及び事業譲渡においては、法人の財務収支状況にかかわる重要な事項であるため、事前に機構にも連絡するようご指導をお願いいたします。

合併

社会福祉法人が合併した場合、合併に係る所轄庁の認可後、機構を含む債権者に対して、下記事項を催告しなければならないと定められています（社会福祉法53条・54条の3）。

一　吸収合併をする旨
二　法人双方の名称及び住所
三　法人双方の決算書類
四　債権者が一定の期間内（2か月以上）に異議を述べることができる旨

事業譲渡

事業を別法人に譲渡する場合は、機構融資の債務引受の手続きが必要となります。
債務引受申込書等を提出いただいたうえで、事業にかかる土地・建物の所有権移転を確認後、法人双方と機構との間で債務引受契約を締結いたします。

3　休止、廃止及び用途変更について

【照会先】顧客業務課　管理係　TEL03-3438-9939

事業（施設）の休止、廃止及び用途変更後に、
相当の時間を経て、機構に報告される事案が散見されます。
事業の休止、廃止及び用途変更の協議を受けましたら、
事前に機構にも連絡するよう、法人に対するご指導をお願いいいたします。

4　事業報告書の提出について

【照会先】経営サポートセンターリサーチグループ　TEL03-3438-9932

法人における事業の状況及び財務の状態等を把握させていただくため、
貸付金完済までの間、毎会計年度終了後、事業報告書等の提出が必要ですので、
法人に対し機構に速やかに提出するようご指導をお願いいたします。

5　繰上償還について

【照会先】顧客業務課　収納係　TEL03-3438-9944

法人からの申し出により、期限前に貸付金の全部又は一部を繰上償還する場合、
償還受入日につきましては、基本的に毎月１０日としております。
なお、繰上償還に必要な書類を繰上償還日の前月１０日までに提出していただく必要がございますので、それよりも前に法人から機構に相談するようご指導をお願いいたします。

留意事項

平成１０年１０月１日以降に借入申込みを行った貸付けにつきましては、
弁済補償金制度の適用となり、貸付金の繰上償還時に**弁済補償金**を
同時にお支払いいただくことになります。
弁済補償金については、事前に試算も可能ですので、ご相談ください。

6　貸付金完済後の手続きについて

【照会先】顧客業務課　管理係　TEL03-3438-9939

機構の貸付金が完済した場合につきましては、完済日の翌月末頃に、
弁済証書及び抵当権の抹消に必要な書類等を法人に送付しております。
書類受領後は、速やかに抹消登記手続きを行うようご指導をお願いいたします。

留意事項

法人が抵当権の抹消に必要な書類等を紛失してしまった場合などにつきましては、
個別に対応させていただきますので、機構に連絡するようご案内をお願いいたします。

7　団体信用生命保険制度について

【照会先】顧客業務課　管理係　TEL03-3438-9939

平成29年度から、一定の条件を満たす社会福祉法人への貸付について、
連帯保証人が団体信用生命保険特約制度にご加入いただけるようになりました。

法人の条件	法人格	福祉医療機構の融資を受けている個人・一定の医療法人・特定非営利活動法人・社会福祉法人
	常時使用従業員数	医療法人は300人以下、特定非営利活動法人及び社会福祉法人は100人以下（非常勤職員を除く）
連帯保証人の条件	代表権	賦払債務者である法人の業務執行について代表権を有する者（定款等により特にその法人を代表すべき者を定めている場合はその者に限る。）であること。 なお、2人以上いる場合にはそのうち1人のみとする。
	年齢	責任開始日（融資実行日）現在満20歳以上満66歳未満であること。 機構と金銭消費貸借契約締結後、実際にご融資を受ける日（または生命保険会社がご加入を承諾した日のいずれか遅い方の日）時点で満66歳未満であれば、加入可能

8　元利金返済の預金口座振替について

【照会先】顧客業務課　収納係　TEL03-3438-9944

当機構の福祉・医療貸付事業に係る元利金返済は、預金口座振替（引落）が原則となっています。
対象金融機関は、都市銀行・地方銀行・第二地方銀行・信用金庫です。
ご返済に際しては、預金口座振替にて行っていただくようご案内をお願いいたします。
なお、預金口座振替による元利金返済の支払確認書類は、口座振替された預金通帳（写）及び償還約定表（写）となりますので、利子補給金の交付手続き等にあたりましては、これらの書類によりご対応いただくようお願いいたします。

9　反社会的勢力との関係遮断について

【照会先】顧客業務課　管理係　TEL03-3438-9939

融資後におきましても、必要に応じて、貸付先等にかかる反社会的勢力に関する情報交換等のご協力を依頼する場合がございますので、よろしくお願いいたします。

資料５

経営サポートセンターからの
お知らせ

経営サポートセンターからのお知らせ

令和2年3月5日（木）
福祉貸付行政担当者説明会

経営サポートセンターの事業について

リサーチ

- 福祉・医療をテーマとした各種調査やレポートを公表
- 施設の経営状況をまとめた経営分析参考指標を発行
- 「簡易経営診断」を実施

コンサルティング

- 「経営分析プログラム」、「個別支援プログラム」、「ガバナンス診断プログラム」、「人事給与分析プログラム（来年度実施）」の4つのメニューを実施

セミナー

- 最新の政策動向や法人・施設経営について、行政担当者や専門家、施設経営者を講師に招きセミナーを開催
- 外部機関主催の研修会等への講師派遣を実施

国・地方公共団体へのご支援事例

国および都道府県等業務にかかる受託実績

	受託業務	委託元	業務分類	実施年度	実施件数等
①	社会福祉法人運営施設の財務分析業務	東京都	簡易経営診断	平成20年度～ 平成22年度	平成20年度：883件 平成21年度：915件 平成22年度：974件
②	民間保育所運営実態等調査	神奈川県	簡易経営診断	平成23年度	179件
③	施設・居住系サービス事業者運営状況調査	東京都	調査・分析	平成28年度 令和元年度	2,106件 2,404件
④	よこはま保健医療プラン2018策定支援業務	横浜市	計画策定	平成29年度	—
⑤	経営基盤強化研修業務（所管法人向け研修）	八戸市	講師派遣	平成29年度	2日間
⑥	補助対象事業者の経営診断業務	東京都	簡易経営診断	平成29年度～	平成29年度：7件 平成30年度：15件
⑦	継続保護事業を営む更生保護法人等の経営分析業務	国	調査・分析	平成30年度	103施設
⑧	公的病院の再編・ネットワーク化に係る経営分析等業務	和歌山県	調査・分析 コンサルティング	平成30年度 令和元年度	—
⑨	更生保護関係団体等の活動に係る民間資金の活用検討のための実態調査等業務	国	調査・分析 コンサルティング	令和元年度	103施設 10団体
⑩	横浜市歯科口腔保健推進計画策定支援業務	横浜市	計画策定	令和元年度	—

リサーチ機能、コンサルティング機能、セミナー機能を活用して、様々な業務へのご支援を行っています

事業のご紹介①～リサーチレポート～

福祉医療分野におけるトピックスについてレポートを作成し、機構HPで公表

【リサーチレポート（令和元年度実績：主なもの）】

区分	タイトル
その他	2018年度 福祉・医療施設の建設費について
福祉	2018年度「介護人材」に関するアンケート調査の結果について
福祉	2019年度 介護報酬改定-介護職員等特定処遇改善加算アンケート結果について
福祉	2018年度 社会福祉法人の経営状況について
福祉	2019年度「特別養護老人ホームの入所状況に関する調査」の結果について
福祉	2018年度 特別養護老人ホームの経営状況について
医療	2018年度 病院の経営状況について
医療	2018年度 介護老人保健施設の経営状況について
福祉	2017年度 就労系障害福祉サービスの経営状況について
福祉	2017年度 児童系障害福祉サービスの経営状況について

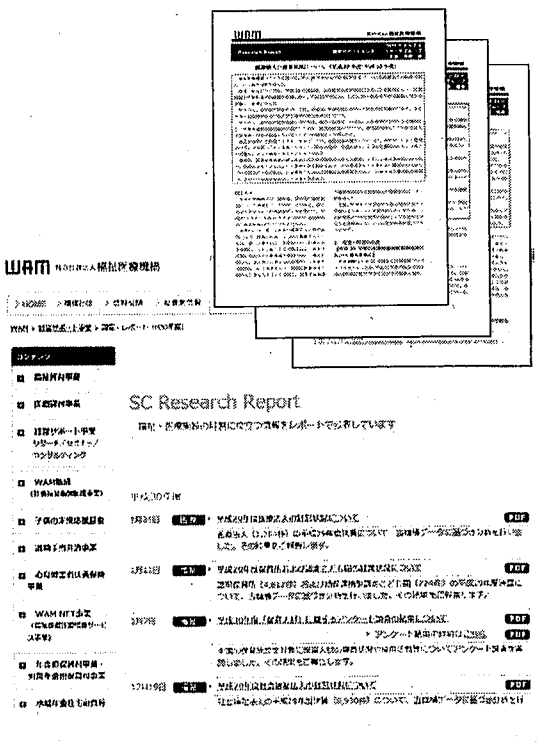

【近日公表のレポート】

2018年度 認知症対応型共同生活介護の経営状況について
2018年度 保育所および幼保連携型認定こども園の経営状況について
2018年度 通所介護の経営状況について
2018年度 小規模多機能型居宅介護の経営状況について
2018年度 居住系障害福祉サービスの経営状況について
ほか多数

事業のご紹介②～経営分析参考指標～

貸付事業利用先から事業報告書・決算書を受領し「経営分析参考指標」を作成

調査内容：　毎年1回（決算データ）　※開設後1年以上経過している施設

対象施設：　<福祉> 特別養護老人ホーム、ケアハウス、養護老人ホーム　NEW
保育所・認定こども園、通所介護・認知症対応型通所介護、**訪問介護**
小規模多機能型居宅介護、認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護）
障害福祉サービス（日中活動系サービス、居住系サービス、児童系サービス）
<医療> 病医院、介護老人保健施設
<法人> 法人（社会福祉法人、医療法人、NPO法人）

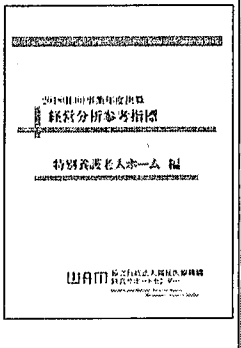

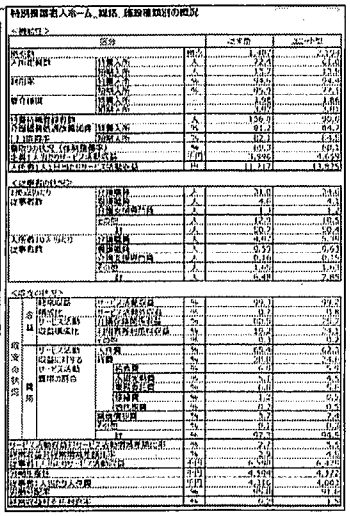

経営分析参考指標（2018年度決算）の概要

形式　CD-ROM（PDFファイル）

料金　1種類につき、3,300円（送料無料、消費税込）

特徴　リサーチレポートでは掲載していない、詳細なデータを収載
・経年、類型・定員規模、黒字・赤字、地域別に経営指標の平均値を掲載（機能性、費用、生産性、安定性、収益性等）

※1 当機構ホームページからお申込みいただけます。
※2 ダイジェスト版をホームページに掲載しております。

事業のご紹介③～簡易経営診断～

簡易経営診断（2018年度決算）の概要

説　明　独立行政法人福祉医療機構では、法人・施設の経営状況をより的確に把握していただき、社会福祉施設および医療施設の経営基盤の安定化に資するため、簡易経営診断を実施しております。

診断対象　（介護）特別養護老人ホーム、ケアハウス、通所介護・認知症対応型通所介護、**認知症高齢者グループホーム**NEW
（児童）保育所・認定こども園、
（障害）生活介護、共同生活援助
（医療）病院、介護老人保健施設
※上記に施設の分析に付随して、社会福祉法人または医療法人を比較対象とする法人の分析も実施します。

提供方法　ホームページのお問合せフォームからお申込みいただけます。
「簡易経営診断に係る報告書」（約40～50ページ程度）を送付させていただきます。

料　金　11,000円（報告書送料無料、消費税込）

簡易経営診断の特徴

特　徴
1. 施設の機能に係る指標や財務指標について、分析対象の施設・法人の数値と、比較対象群の平均値や偏差値を表示しており、分析対象の状況について定量的に把握することができます。
2. 課題や強みを確認できる樹形図、貴法人・貴施設の立ち位置を示すヒストグラムや、平均値との比較を行うレーダーチャートなどにより、わかりやすく解説しております。
3. 経営指標についての説明や数値の状況が悪い場合のワンポイントアドバイスも掲載しております。
4. 法人様内部では、法人内部での説明資料や、今後の事業計画を立てるうえでの参考資料など、さまざまな用途にご利用いただけます。
5. また、都道府県市の皆さまにおかれましては、補助金協議や指導監査の資料としてもお使いいただけると考えております。一部の都道府県では簡易経営診断に係る受託契約を締結し、補助金協議の参考資料としてお使いいただいている実績もあることから、ご検討いただければ幸いです。

事業のご紹介③～簡易経営診断～

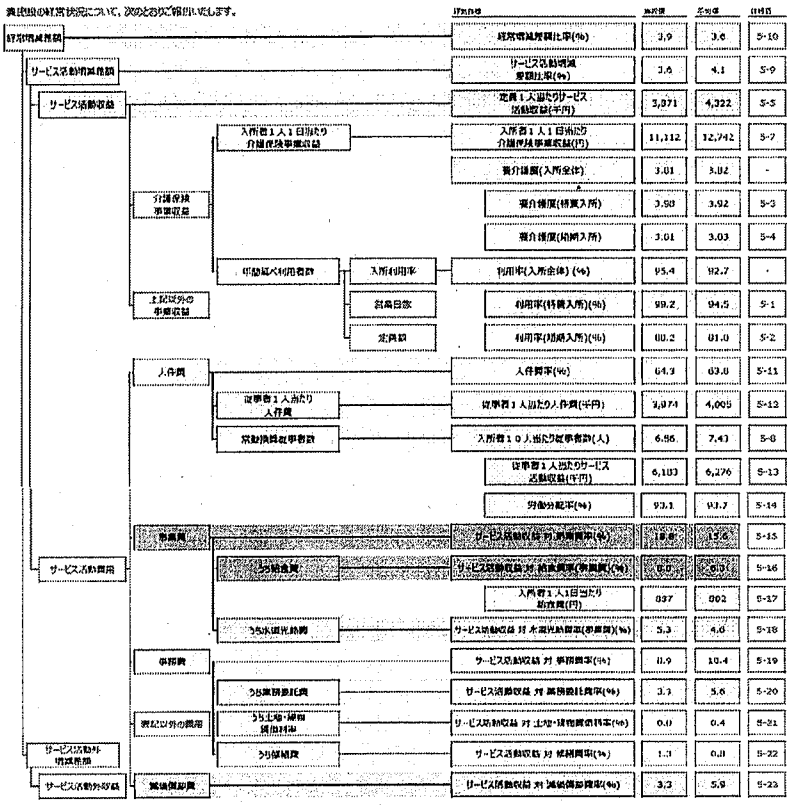

施設の状況（樹形図形式）

1. 施設運営に係る指標について、経常増減差額（経常利益）からスタートして、各構成要素に分解した樹形図形式の資料です。
2. 施設運営に係る指標について、分析対象施設の数値と比較対象群の平均値をそれぞれ表示しています。
3. 比較対象群に比べて、分析対象施設の方が良い場合には、当該指標の行を青色に着色しています。
4. 比較対象群に比べて、分析対象施設の方が芳しくない場合には、当該指標の行を赤色に着色しています。
5. これにより、施設の強みや課題を視覚的に確認することができます。
6. 指標数値の説明や、算出式、ワンポイントアドバイスを参照したい場合には、詳細頁列に記載の資料によりご確認いただけます。

事業のご紹介③～簡易経営診断～

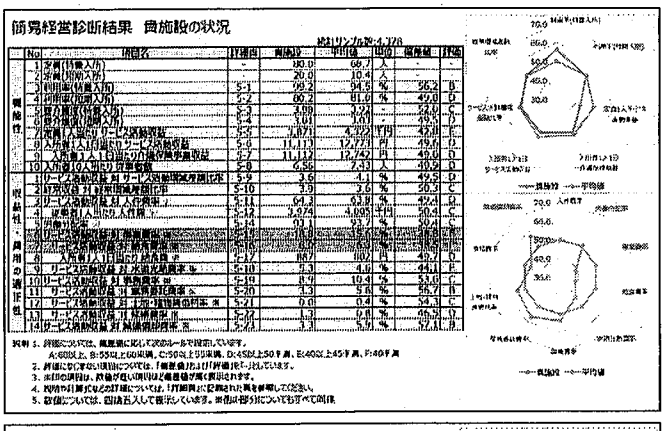

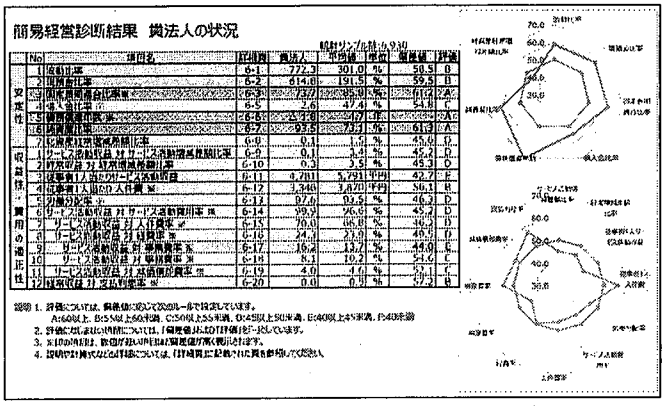

施設・法人の状況（表形式）

1. 施設運営に係る指標について、施設と法人に分けて、表形式とレーダーチャート形式で表示した資料です。
2. 施設と法人で1枚ずつのレイアウトのため、経営状況について、短時間で把握することが可能です。
3. 施設運営に係る指標について、分析対象施設の数値と比較対象群の平均値に加えて、立ち位置を理解するため偏差値と対応する評価（A～Fの6段階）をそれぞれ表示しています。
4. 比較対象群に比べて、分析対象施設の方が良い場合には、当該指標の行を青色に着色しています。
5. 比較対象群に比べて、分析対象施設の方が芳しくない場合には、当該指標の行を赤色に着色しています。
6. 樹形図形式の資料と同様、施設の強みや課題を視覚的に確認することができます。
7. 指標数値の説明や、算出式、ワンポイントアドバイスを参照したい場合には、詳細頁列に記載の資料によりご確認いただけます。

事業のご紹介③～簡易経営診断～

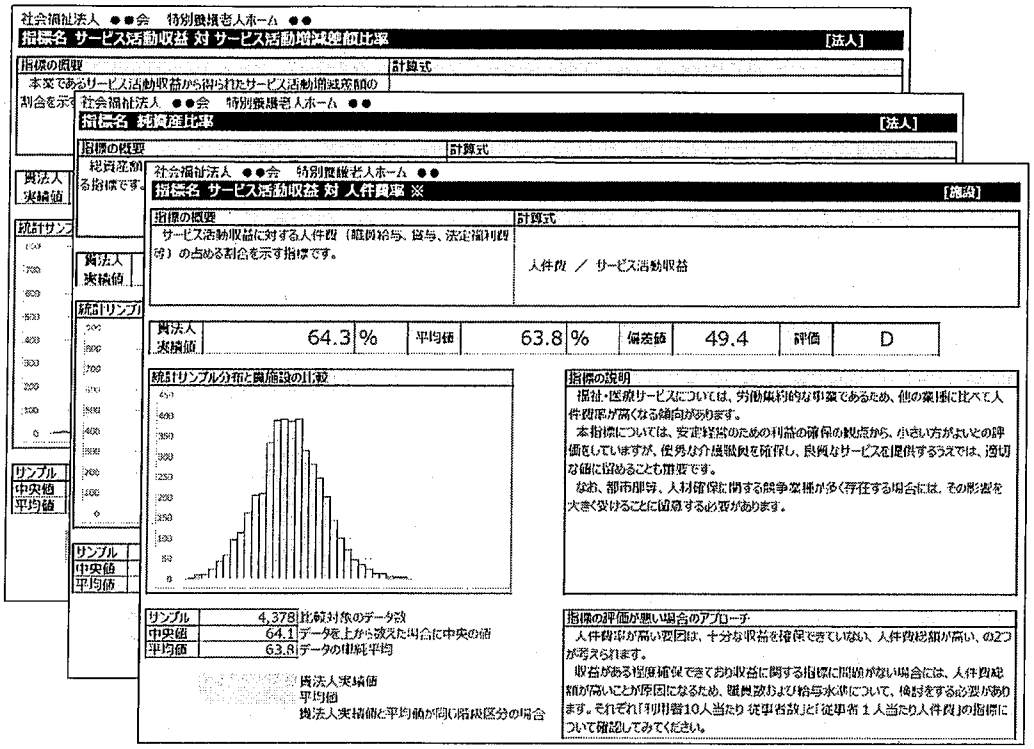

指標別の説明資料

1. 樹形図形式および表形式に掲載しているほぼすべての指標について、指標の概要、計算式、説明、指標の評価が悪い場合のアプローチを掲載しています。※本資料では抜粋して表示
2. 比較対象群の数値の分布について、ヒストグラム形式で表示しており、分析対象施設・法人と平均値を確認することにより、分析対象施設・法人の立ち位置を把握することができます。

補助金の計画の事前審査や、指導監査前の課題把握にご活用いただけます

事業のご紹介④～セミナー～

最新の政策動向や優良事例、経営データの解説のほか、小規模セミナー（サブセミナー）も開催予定

経営セミナー名	テーマ（案）	開催日（予定）	開催地
社会福祉施設経営実務セミナー	地域共生社会の構築と多様な人材の育成・定着	2020年7月3日(金)	東京
		2020年7月10日(金)	大阪
特別養護老人ホーム経営セミナー	介護における生産性の向上と事業継続の安定化	2020年9月18日(金)	東京
		2020年9月25日(金)	大阪
障害福祉サービス経営セミナー	その人らしい生活を送るために　～多様な支援の実現と社会参加～	2020年10月9日(金)	東京
		2020年10月16日(金)	大阪
介護老人保健施設経営セミナー	在宅復帰・在宅療養支援のさらなる深化と地域連携	2020年10月30日(金)	東京
医療政策・経営セミナー	2040年に向けた医療提供体制の構築に向けて	2020年11月4日(水)	東京
		2020年11月13日(金)	大阪
社会福祉法人会計実務セミナー	信頼される財務諸表の開示を目指して　～社会福祉法人会計基準の体系と決算～	2020年11月27日(金)	福岡
		2020年12月2日(水)	東京
		2020年12月11日(金)	仙台
子ども・子育て支援事業経営セミナー	保育・教育の質の向上と人材の多様性を生かして	2021年1月15日(金)	東京
		2021年1月20日(水)	大阪
軽費・養護老人ホーム経営セミナー	高齢者の住まい支援とセーフティネットとしての役割を考える	2021年1月19日(火)	大阪
精神科病院経営実務セミナー	地域包括ケアシステムの構築と精神科病院の経営戦略	2021年2月5日(金)	東京
病院経営実務セミナー	地域から選ばれる病院になるために　～競合から協力へ～	2021年2月10日(水)	東京
		2021年2月19日(金)	大阪

上記とは別に、平成30年度からの取組みで、自治体様と共催で、社会福祉法人指導監査担当者向けのセミナーを開催しています

事業のご紹介⑤～執筆・講演対応～

外部媒体における出稿

令和元年度実績　医療・福祉業界向け情報誌等への寄稿・連載（計14回）

主な内容
介護報酬改定（特定処遇改善加算）アンケートについて（日経ヘルスケア）
福祉・医療施設の建設動向（病院（医学書院））
中小病院の経営事例紹介（病院（医学書院））ほか

外部講演

令和元年度実績　講演派遣回数64回（平成30年度：47回）

主な内容
社会福祉法人制度改革後の状況について
高齢者福祉施設の経営状況と次期報酬改定の方向性について
社会福祉法人指導監査に向けて
これからの保育事業について
など

ご依頼者さま
自治体（県・市町村職員向け、所管法人担当者向け等）
施設系団体等（施設長・管理者向け）
金融機関（取引先法人向け、金融機関職員向け）
など

- 指導監査
- 法人経営・施設経営
- 人材確保
- マネジメント・経営計画

自治体で実施する、「指導監査担当者研修」「社会福祉法人管理者研修」などにも対応しています

事業のご紹介⑥～コンサルティング～

経営分析プログラム	個別支援プログラム	ガバナンス診断プログラム	人事給与分析プログラム（来年度実施）
お客さまのもとにおうかがいし、次の事項等を記載した報告書を作成します • 法人単位での財務比較による業界内での立ち位置の提示 • 同種同規模等施設の財務データの平均値との比較 • 安定性・機能性等の面において優れている複数の施設の個別データとの対比による要因分析(ﾍﾞｽﾄﾌﾟﾗｸﾃｨｽ・ﾍﾞﾝﾁﾏｰｷﾝｸﾞ) • 抽出された本質的課題について改善によるインパクト試算および改善策の可能性の広がりの提示	法人経営者であるお客さまが現在抱えている課題について、実際にお客さまのもとにおうかがいし、ヒアリングしたうえで、機構のデータを多角的に活用し、個別のニーズに合わせた改善の方向性や改善策を提示します	社会福祉法人のガバナンス強化が様々に議論されています。本商品は自ら現状の体制を振り返りながら、ガバナンスの向上を図るためのプログラムとなっております。	機構保有データを活用した決算・給与データ・給与規程分析および簡易経営シミュレーションを踏まえ、今後の給与規程改定等の方針案を提示いたします。
【対象】 特別養護老人ホーム、ケアハウス、病院、介護老人保健施設等を運営する法人 【期間】 2カ月程度 【料金】 特養・ケア・老健等 198,000円＋実費（旅費等） 病院 242,000円＋実費（旅費等）	【対象】 全法人 【期間】 内容に応じて応相談 【料金（目安）】 220,000円～＋実費（旅費等）	【対象】 社会福祉法人のみ 【期間】 1カ月程度 【料金】 88,000円＋実費（旅費等）	【対象】 社会福祉法人のみ 【期間】 3カ月程度 【料金】 275,000円＋実費（旅費等）

経営分析プログラム

～法人全体に対する提言や対象施設の課題発見から解決策の提案までのワンパッケージ～

<u>福祉医療貸付事業の貸付先の財務データ等を活用</u>し、福祉医療機構ならではの財務分析等の支援を実施

支援内容

お客さまのもとにおうかがいし、次の事項等を記載した報告書を作成します。
- 法人単位での財務比較による業界内での立ち位置の提示
- 同種同規模等施設の財務データの平均値との比較
- 安定性・機能性等の面において優れている複数の施設の個別データとの対比による要因分析（ﾍﾞｽﾄﾌﾟﾗｸﾃｨｽ・ﾍﾞﾝﾁﾏｰｷﾝｸﾞ）
- 抽出された本質的課題について改善によるインパクト試算および改善策の可能性の広がりの提示
- その後、3会計年度にわたって、経年比較等のフォローアップを実施

【報告書イメージ】

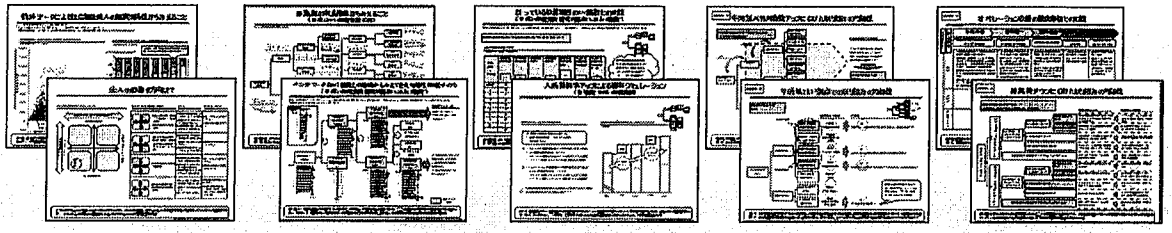

人事給与分析プログラム（令和元年度より実施）

～今後の給与規程改定等の方針案を提示する、人事給与特化型プログラム～

<u>福祉医療貸付事業等のデータを活用</u>した、福祉医療機構ならではの人事給与分析等の実施

支援内容

機構保有データを活用した決算・給与データ・給与規程分析および簡易経営シミュレーションを踏まえ、今後の給与規程改定等の方針案を提示いたします。

【報告書イメージ】

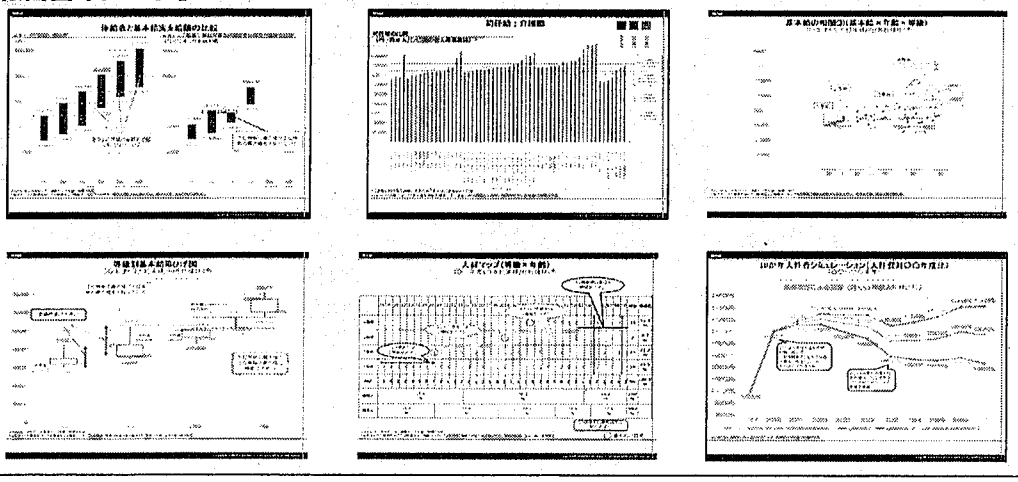

個別支援プログラム

～法人の抱える様々な課題に対し、それぞれに応じたオーダーメイドでのコンサルティングを提供～

機構において実施している各種事業（福祉貸付事業、医療貸付事業、退職手当共済事業など）から得た知見を活用し、福祉医療分野の様々な課題へ対応

(1) 支援内容

法人経営者であるお客さまが現在抱えている課題について、実際にお客さまのもとにおうかがいし、ヒアリングしたうえで、機構のデータを多角的に活用し、個別のニーズに合わせた改善の方向性や改善策を提示します。

(2) 事例

A	給与規程の改定に係るコンサルティング	・現状分析（収支、財務、給与規程、給与支給状況、アンケート等） ・給与規程内容・金額の設定 ・金額シミュレーション	①新給与規程の納品 ②現状分析結果の提示	11ヶ月
B	中長期計画策定に係るコンサルティング	・法人の財務・収支状況の分析 ・法人の組織・運営体制の調査	①財務・収支分析から確認された収支改善ポイントの提示 ②アンケートから確認された法人の組織・運営体制の改善ポイントの提示 ③上記の改善ポイントを基に作成した中長期計画の納品	11ヶ月

ガバナンス診断プログラム

～ガバナンス強化のために取り組むべき事項の提示など法人経営を管理面から支援～

社会福祉法人制度改革などを踏まえた、社会福祉法人のガバナンス態勢強化を支援

支援内容

社会福祉法人のガバナンス強化が様々に議論されています。本商品は自ら現状の体制を振り返りながら、ガバナンスの向上を図るためのプログラムとなっております。

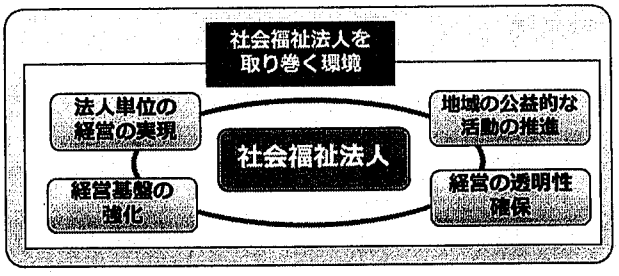

【報告書イメージ】

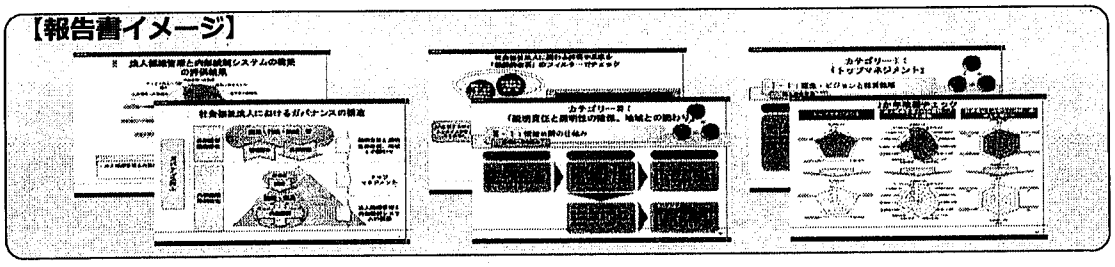

お問合せ先

独立行政法人福祉医療機構
経営サポートセンター　リサーチグループ　荒牧
コンサルティンググループ　上村

TEL　：　03-3438-9932、9935
FAX　：　03-3438-0371

資料６

社会福祉施設職員等
退職手当共済制度について

社会福祉施設を運営している
社会福祉法人様へ

社会福祉法人で働く福祉施設職員のための退職手当金制度を知っていますか？

社会福祉施設職員等退職手当共済制度は、福祉施設などにお勤めの職員の方のための退職金制度です。全国をカバーする共済制度により福祉施設に従事する**人材の確保と定着**、**処遇の向上**、**施設経営の安定**を図ることを目的としています。

○人材の確保と定着に貢献します

国家公務員の退職手当にならった制度設計で勤続年数が長いほど退職手当金額が多くなり、福祉人材の確保と定着に貢献します。

復職や他法人から転職した場合でも、加入期間を通算（合算）する仕組みがある(※1) ため、期間の通算による支給水準の上昇が期待でき、経験豊富な職員の確保、職員の多様な働き方への対応が可能となります。

○全国の社会福祉法人の約９割(※2)が加入する共済制度

共済制度へ加入することにより、自法人で退職給付引当資産を積立し管理する必要がなくなり事務手続きが簡素化されるなど、社会福祉法人にとってメリットが多い制度です。

○法律に基づく安定した制度

社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年6月19日法律第155号）に基づいた制度で、昭和36年の制度開始以来延べ約200万人に約2.2兆円を支給してきました。

(※1)被共済職員期間が１年以上あり、退職後３年以内に当制度に加入している施設に再び勤務した場合
(※2)『厚生労働白書』、『福祉行政報告例』を元に算出

退職手当共済制度のしくみ

①共済契約を締結した共済契約者（法人）は、施設区分・職員数に応じた掛金を毎年「福祉医療機構」にお支払いいただきます。
②職員が退職したとき、「福祉医療機構」は退職された職員（請求者）の指定された口座に退職手当金を直接お振込みいたします。
※お支払いいただいた掛金は全て退職手当金の支給にあてられます。

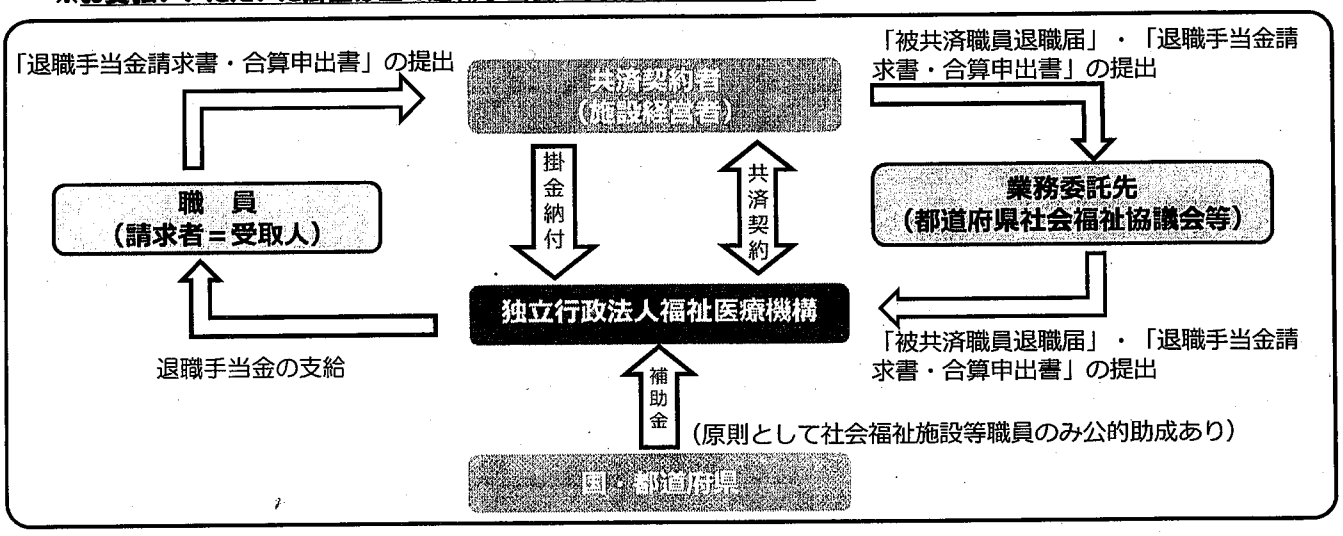

加入の要件

【加入対象法人】
加入申込のできる法人は「社会福祉施設等」または「特定介護保険施設等」を経営している**社会福祉法人**です。「申出施設等」のみを経営している社会福祉法人は共済制度には加入できません。

【加入対象施設となる主な施設】
・社会福祉施設等　　：保育所　など
・特定介護保険施設等：特養等介護保険制度の施設の一部及び障害者支援施設等障害福祉サービスの一部
・申出施設等　　：介護老人保健施設　など

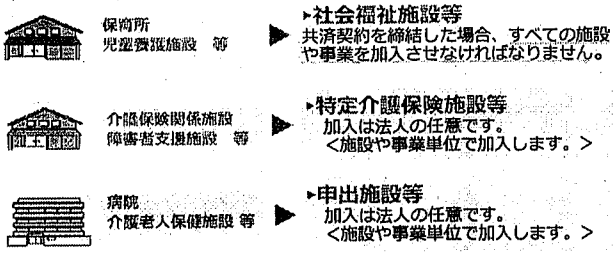

【加入対象職員】
加入対象となる職員（被共済職員）は、施設経営者（共済契約者）に使用され、かつ、共済契約者の経営する社会福祉施設等、特定介護保険施設等又は申出施設等の業務に常時従事する職員です。法人の役員（施設長等を兼務しているものを除く。）は、被共済職員となりません。

掛金額

【単位掛金額】
単位掛金額（一人当たりの年額）は平成３１年度**４４，５００円**(※1)です。

【納付掛金額】　①＋②＋③
①単位掛金額（44,500円）　　× 社会福祉施設等職員数(※2)
②単位掛金額（44,500円）× 3 × 特定介護保険施設等職員数(※3)
③単位掛金額（44,500円）× 3 × 申出施設等職員数(※4)

(※1)単位掛金額は毎年度、厚生労働大臣が定めます。
(※2)社会福祉施設等職員の掛金については国、都道府県の補助があります。
(※2)(※3)(※4)掛金は共済契約者（法人）の負担で、被共済職員の負担はありません。

退職金支給見込（例）

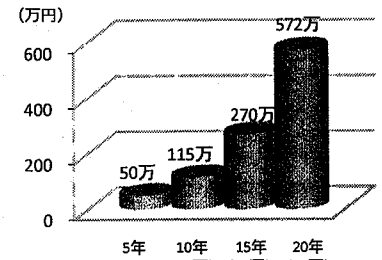

かっこ内の金額は、各年数を勤めたときの本俸の平均です。
詳しくは福祉医療機構ホームページをご覧ください。

（お問い合わせ先）独立行政法人福祉医療機構　共済部退職共済課
TEL：0570-060-294
退職手当共済　検索

資料７

財務諸表等電子開示システム、障害福サービス等情報公開システムおよび子ども・子育て支援情報公表システムについて

財務諸表等電子開示システム、障害福祉サービス等情報公表システムおよび子ども・子育て支援情報公表システムについて

WAM NET（独立行政法人福祉医療機構　情報事業部）

WAM NET

1．社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム

社会福祉法人改革の目的である経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上等の具体的な制度的方策の一つとして、WAM NETを利用した「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」の運用が平成29年度より開始となりました。

4年目となる令和2年度につきましても、4月より運用（届出）開始となります。管下の社会福祉法人へのご案内および、未利用の法人に対しましてはシステム利用のお声掛けを何卒宜しくお願い致します。

【根拠】　改正後の社会福祉法（平成29年4月1日施行）
第五十九条の二第五項
厚生労働大臣は、社会福祉法人に関する情報に係るデータベース（情報の集合物であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。）の整備を図り、国民にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に当該情報を提供できるよう必要な施策を実施するものとする。

【対象】全国の各社会福祉法人（20,883法人。令和元年11月30日現在）

【公開までの流れ】

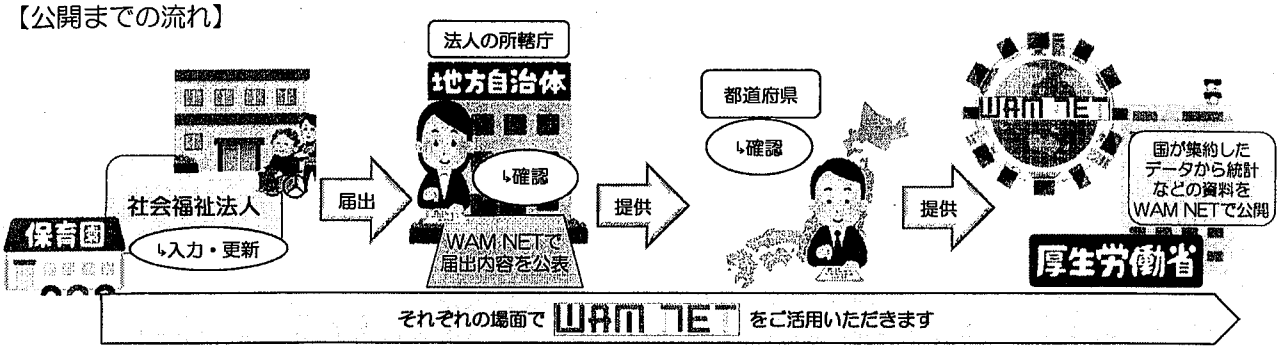

【システム活用のメリット】

○法人情報の確実な提供・開示による、透明性の確保と法人の信頼性の向上（令和元年度システム利用率99.2%）
○所轄庁への届出業務の電子化（ICT活用）、財務諸表等データの一元化

2．障害福祉サービス等情報公表システム

障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が重要な課題となっています。

このため、平成28年5月に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律により、事業者がサービスの内容等を都道府県知事へ報告し、都道府県知事が報告された内容を公表することで、利用者による個々のニーズに応じた良質なサービスの選択に資すること等を目的に、WAM NETの仕組みを活用した標記システムが、平成30年4月より運用開始となりました。

各サービス事業所による令和2年度の入力・更新は5月より開始の予定です。管下のサービス事業所への入力・更新について何卒ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

【根拠】「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の一部改正（平成３０年４月１日施行）

第七十六条の三

指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者並びに指定障害者支援施設等の設置者は、（略）情報公表対象サービス等情報を、当該情報公表対象サービス等を提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

２　都道府県知事は、前項の規定による報告を受けた後、厚生労働省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。

【対象】全国の障害福祉等サービス事業所（161,956事業所。令和2年2月28日現在）

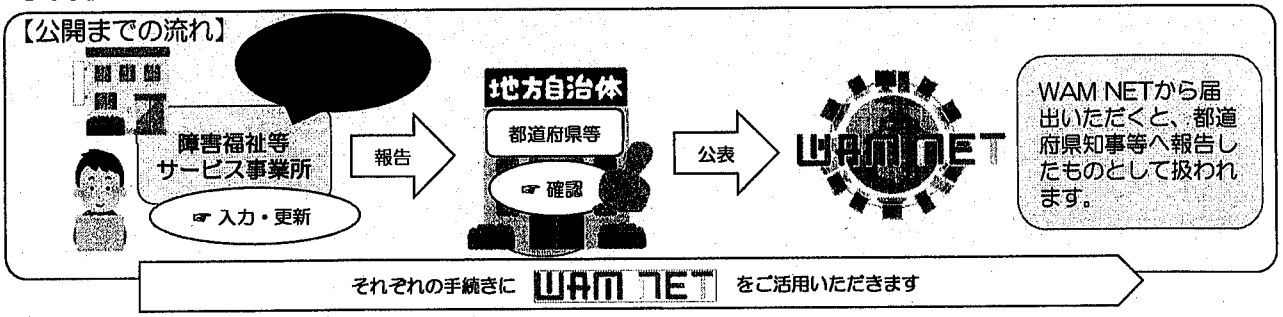

【システム活用のメリット】

○事業所情報の確実な提供・開示による、透明性の確保と信頼性の向上
○利用者個々のニーズに応じた良質なサービス選択の実現

3．子ども・子育て支援情報公表システム

子ども・子育て支援新制度が平成27年4月より、また、令和元年10月からは幼児教育・保育の無償化の実施がスタートしましたが、それぞれの対象となる特定施設・保育施設（認定こども園等の認可施設）、認可外保育施設（認可外保育園等）の情報公表が課題となっています。

そこで、一元的かつ正確な情報公表を行う具体的な制度的方策の一つとして、WAM NETを利用した「子ども・子育て支援情報公表システム」を国の要請のもと新たに構築し、令和2年度より運用を開始する運びとなりました。

各自治体では、管下の対象施設の管理・情報公表機能がご利用できるとともに、事業者に対し強固なセキュリティが確保された登録環境の提供が可能となります。

利用者の方（特に保護者の方）には、施設選択に資する情報を一元的にインターネット上で提供することで、お住まいの地域や通勤圏など広範な情報を提供できるツールとなりますので、是非ご活用ください。

【今後のスケジュール】

令和2年5月～：運用開始（自治体、事業者による情報登録）
令和2年9月～：情報公表開始（認可、認可外施設ともに）

【対象】保育所等：36,345か所（平成31年4月1日現在）
認可外保育施設：9,666か所（平成30年3月31日現在）　※厚労省状況取りまとめより

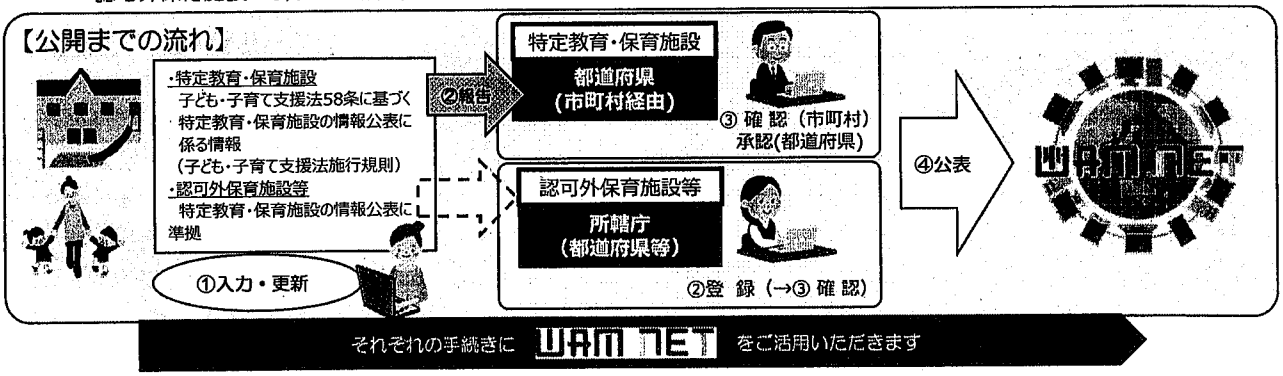

【システム活用のメリット】

○施設情報の確実な提供・開示による、透明性の確保と信頼性の向上
○保護者の方など、利用者個々のニーズに応じた良質なサービス選択の実現